



定期予防接種（個別接種）のお知らせ

個別接種は順調に進んでいますか？

お子さんの母子健康手帳や予防接種予診票手帳で接種記録を確認し、必ず定期接種の期間内に実施してください。

種類	対象年齢	回数と間隔
三種混合	1期初回：生後3～90か月未満（12か月までが望ましい）	20～56日の間隔で3回
	1期追加：生後3～90か月未満（1期初回3回目から1年あけることが望ましい）	1回
二種混合	2期：11歳以上13歳未満（なるべく11歳が望ましい）	1回
MR混合 麻しん 風しん	1期：生後12～24か月未満（お誕生日プレゼントとして！）	1回
	2期：5歳以上7歳未満で、小学校に就学する前の1年間（いわゆる年長児さん）	1回
	3期：中学1年生に相当する年齢の人	1回
	4期：高校3年生に相当する年齢の人	1回

実施医療機関内	水戸病院	☎ 935-3755
	市来医院	☎ 935-0165
	岡医院	☎ 932-0458
	千鳥橋病院 須恵診療所	☎ 934-0011
	須恵外科胃腸科医院	☎ 936-2355

《MR混合 2期・3期・4期について》

- 対象者
 - ・2期：平成15年4月2日～同16年4月1日生まれ
 - ・3期：平成8年4月2日～同9年4月1日生まれ
 - ・4期：平成3年4月2日～同4年4月1日生まれ

●期間
平成21年4月1日～同22年3月31日
※町外の医療機関については問い合わせください。
※事前に電話で予約してください。

《持っていくもの》
母子健康手帳・予防接種予診票手帳（もしくは単票）
※予診票がない場合は健康福祉課の窓口でお渡しできます。

●問合せ先
健康福祉課 ☎ 932-1151

須恵町肺炎球菌予防接種協力実施医療機関（別表）

水戸病院	☎ 935-3755
泰平病院	☎ 932-5881
原田病院	☎ 933-5521
市来医院	☎ 935-0165
岡医院	☎ 932-0458
千鳥橋病院須恵診療所	☎ 934-0011
須恵外科胃腸科医院	☎ 936-2355
貫外科胃腸科医院	☎ 933-5111
太田整形外科	☎ 932-8877

※須恵町独自の事業のため、これ以外の医療機関では助成できません。
※事前に予約をして助成券を持参し、健康状態が良いときに接種を受けてください。

- ▼接種期間 9月1日（火）～
- ▼接種場所 須恵町肺炎球菌予防接種協力実施医療機関（別表）
- ▼申請方法 接種を希望する人は、健康福祉課で申請用紙を記入してください（認印および保険証などの本人確認書類を持参してください）。審査の上、肺炎球菌予防接種費用助成券を交付します。
- ▼問合せ先 健康福祉課 ☎ 932-1151

肺炎球菌予防接種の接種方法

※任意接種のため、接種する医療機関で料金が異なります。

接種費用の3000円を助成します

肺炎球菌予防接種の助成制度を開始

高齢者にとって、肺炎は重症化しやすい病気です。肺炎の約半数が、肺炎球菌によるものと言われています。この予防には、肺炎球菌ワクチンの接種が非常に有効です。須恵町では、高齢者の肺炎を予防して健康を保持していただくため、本年9月1日からワクチン※接種費用の3000円を助成することとしました。

10月1日から

飼い犬・飼い猫の引き取りが有料になります 引き取りも保健福祉環境事務所に一本化

福岡県では、やむを得ない事情で飼えなくなった犬や猫の引き取りを行なっています。しかし、引き取りにより殺処分される犬や猫の数は全国でも最も多く、福岡県ではペットを最後まで飼っていたこと（終生飼養）を、強くお願いしています。このようなことから、今回、飼養に対する責任をさらに自覚していただくために、飼い主からの犬・猫の引き取りを有料化することとしました。また、引き取り場所も従来は町役場などで引き取っていましたが、県内の保健福祉環境事務所に一本化されます。

- Q1 いつから有料になりますか？
平成21年10月1日からです。
- Q2 引き取ってくれる場所はどこですか？
最寄りの保健福祉環境事務所
須恵町は、粕屋保健福祉環境事務所（粕屋町大字戸原235-17）です。
- Q3 引き取り手数料はいくらですか？
生後91日未満の犬・猫は、1頭につき400円です。生後91日以上の犬・猫は、1頭につき2000円です。

福岡県における犬・猫の利処分数	
犬	4795頭
猫	1万1360頭
計	1万6155頭

平成19年度統計

Q4 引き取りを依頼するにはどうすればいいですか？
引き取りを依頼する場合は、事前に粕屋保健福祉環境事務所にご連絡ください。また、

引き取りの際には手数料の納付や引取申請書の記入などが必要ですが、
▼問合せ先
粕屋保健福祉環境事務所
☎ 939-1744

ペットの飼い主のみなさんへ

ペットを最後まで責任を持って飼ってください。飼い主が果たすべき責務です。やむを得ず飼えなくなった場合は、自らの責任で新しい飼い主を見つけるよう最大限の努力をしてください。どうしても飼い主を見つけれない場合に限り引き取りますが、引き取られた犬・猫のほとんどが殺処分されます。ペットを捨てることは犯罪罪です。50万円以下の罰金の対象となります。他人に迷惑をかけないようにしつけなどを行い、十分に面倒を見てください。

生まれる子犬・子猫の命に責任がもてない場合は、不妊去勢手術をして繁殖を防ぎましょう。
これからペットを飼う人へ
ペットを飼うことは、その一生に責任を持つことです。ペットを飼う前に、本当に飼いたい続けられるか、家族みんなで話し合いましょう。

動物愛護週間

9月20日（日）から26日（土）までの一週間は「動物愛護週間」です。福岡県では、動物愛護週間の催しとして「動物愛護フェスティバル」を行います。
楽しい雰囲気の中で「動物は命あるもの、われわれ人間の仲間である」ことを再確認してみませんか？
▼日時 10月11日（日）11時30分～
▼場所 ださいふ遊園地（太宰府市宰府4-7-18）
▼内容 動物クイズ、犬のしつけ方教室、スタンプラリー、ペットスケッチコンクール表彰式など

次のようなことを想定し、これから先のことまで含めて考えましょう。
・引越して飼えなくなった。
・子犬・子猫が産まれた。
・近所から苦情が出た。
・子どもにアレルギー症状が出た。
・病気で世話ができなくなった。
・高齢になってペットの介護が負担になってきた。
・飼い主が亡くなった。
など